

神戸市地域活動支援センター（センター型）事業実施要綱

平成18年9月29日
保健福祉局長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターとして実施する、地域活動支援センター（センター型）事業（以下「本事業」という。）について、神戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月神戸市条例第53号。以下「基準条例」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（実施主体）

第3条 本事業は、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人その他の法人で市長が適当と認めたもの（以下「事業者」という。）が行うものとする。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、神戸市内在住で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
- (5) その他市長が特に必要と認める者

（事業内容）

第5条 事業者は、次の各号に掲げる事業をすべて実施するものとする。

- (1) 基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供その他地域の実情に応じた支援を行う事業をいう。）
 - (2) 障害者の相談支援を行う事業
 - (3) 障害者の日常生活支援及び社会参加促進のための事業
 - (4) 障害者理解のための普及啓発及び地域交流事業
 - (5) 障害者福祉推進のための地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業
- 2 前項の事業は、障害者の地域移行又は就労支援の推進に寄与すると認められるものとしなければならない。

（利用人員及び開設日数）

第6条 本事業の1日当たりの実利用人数は、概ね20名以上とする。ただし、前条第1項第2号に規定する事業のみの利用者及び他の市町村に在住する利用者は、算定人数から除くものとする。

- 2 開設日数は、原則として月20日以上とする。

（職員等の配置）

第7条 事業者は、本事業を実施するにあたって、次の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長 1名
 - (2) 指導員 2名以上
- 2 前項の職員のうち1名は精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有するものとし、2名以上は常勤とする。
- 3 第5条に規定する基礎的事業に従事する職員は、2名以上とし、うち1名は専任とする。
- 4 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 5 施設長は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。
- 6 事業者は、本事業の実施にあたっては、必要な専門的知識を有する講師の確保に努めるものとする。

（利用手続き）

第8条 地域活動支援センターを利用しようとする者は、事業者と利用契約を締結しなければならない。

（利用者の負担）

- 第9条 事業者は、利用者等に対し、利用料のほか、食費、材料費、その他必要経費の支払を求めることができる。
- 2 事業者が利用者等に対して、金銭の支払を求める能够なのは、当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであつて、当該利用者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。
- 3 本事業は、前2項の規定により、金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(利用契約の解除)

第10条 事業者は、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することができる。

- (1) 第9条に規定する利用料及び必要経費を、支払期限を超えて故意に支払わない場合
- (2) 利用者等からの届出はないが、明らかに申請事項の変更等が把握でき、利用継続の意思が認められない場合
- (3) その他利用継続が困難と認められる場合

(事業者の決定及び認定)

第11条 市長は、別に定める実施事業者公募要領に基づき、本事業を運営しようとする者（以下「申請者」という。）の障害福祉の推進に関する実績及び事業実施能力並びに運営しようとする事業の内容を十分に審査し、事業者を決定するものとする。なお、事業所の総数については、神戸市障害者プラン及び既存の事業所の利用状況等を勘案し定める。

- 2 本事業の実施事業者として市長の決定を受けた者は、別に定める認定要領に基づき指定された期日までに、認定申請の手続きを行うものとする。
- 3 事業者の認定は、本事業を行う事業所ごとに行うものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の認定をしてはならない。
 - (1) 職員等の配置が、第7条に規定する要件を満たしていないとき。
 - (2) 基準条例に規定する地域活動支援センターの基準に従って本事業を実施することができないと認められるとき。
 - (3) 事業者が、法人で、その役員又は本事業を行う事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
 - (4) 事業者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
 - (5) 事業者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

(認定期間)

第12条 事業者の認定期間は、4年の範囲内で市長が必要と認める期間とする。

(変更の届出等)

第13条 事業者は、事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書等、事業所の管理者の氏名、経歴及び住所並びに運営規程に変更があったときは、別に定める届出書を10日以内に、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、認定にかかる本事業を廃止し、休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、休止した本事業を再開したときは、別に定める届出書を10日以内に、市長に届け出なければならない。

(事業者の責務)

第14条 事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ、利用者等に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応及び苦情解決の体制その他の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 前項の規定は、利用者等との利用契約を変更する場合に準用する。

(運営規程)

第15条 事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用にあたっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第16条 事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業者は、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第18条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第22条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第23条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第19条 事業者は、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合で

あって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所等第5条に規定する事業が実施可能な場所

(2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 次の基準を満たすこと。

ア 必要な設備及び備品等を備えること。

イ 面積を利用定員で除した面積が概ね3.3m²以上であること。

(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(業務継続計画の策定等)

第20条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第21条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第22条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(虐待の防止)

第25条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業費の補助)

第26条 市長は、認定事業者が本事業を実施したときは、別に定める補助金要綱に基づき、事業費の一部を補助する。

(調査及び指導監査)

第27条 市長は、利用者の福祉に関して必要があると認めるときは、事業者又は職員その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることできる。

2 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は隨時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 本市の職員は、前項の調査又は指導監査を行うときは、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(地域活動支援センター事業者の認定の取消し等)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者にかかる認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準条例に規定する地域活動支援センターの基準に従って運営できなくなったとき。
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

- (3) 第24条に規定する補助金の請求に関し不正があつたとき。
- (4) 事業者又はその職員その他本事業に携わる者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従つて必要な改善を行わないとき。
- (5) 事業者が、不正な手段により第11条に規定する事業者の決定及び認定を受けたとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行つたときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(関係書類の保管)

第29条 事業者は、本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整え事業完了後5年間保管しなければならない。

(細則)

第30条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年度の特例)

2 平成18年度の地域活動支援センター事業費の補助については、市長は補助金を事業者に対し、次に掲げる区分により年2回概算払し、10月から翌年3月までの利用実績等に応じて年度末に別に定める基準により精算するものとする。

(1) 1回目 10月末まで

(2) 2回目 12月末まで

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条第2項の規定は、この要綱の施行の日以降に認定を受けた事業者について適用し、同日前に認定を受けた事業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。但し、第12条第1項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、この要綱の施行の日以降に認定を受けた事業者について適用し、同日前に認定を受けた事業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。